

○総務省告示第三百二十七号

昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和五年九月二十六日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

【第1～第5 略】  
【別表第1 略】  
別表第2 管理基準

【第1～第5 同左】  
【別表第1 同左】  
別表第2 管理基準

項 目	対 策	実施指針				
		電気通信線 通回設備 事業用 ネットワ ーク	特定 回線 非設置 事業用 ネットワ ーク	その 他の 電気通 信事業 用ネット ワーク	営 業 情 報 通 信 ソ フト ウ ェ ア	一 ネ ト ー ウ ェ ア
第3. 方法						
1. 平常時の取組						
【(1) 略】						
(2) 教 育・ 訓 練	ア 電気通信主任技術者、広報 担当者その他の事業用電気 通信設備の設計、工事、維 持及び運用に従事する者 (事業用電気通信設備の設 計、工事、維持又は運用を 委託(二以上の段階におい て同じ。)する場合を含む。 当該委託先の従業者を含む。 以下「従事者等」とい う。)への教育・訓練を実 施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
	イ 従事者等への教育・訓練に 関する計画の策定及び実施 を行う体制を明確にするこ と。	◎	◎	◎	◎*	◎*

項 目	対 策	実施指針				
		電気通信線 通回設備 事業用 ネットワ ーク	特定 回線 非設置 事業用 ネットワ ーク	その 他の 電気通 信事業 用ネット ワーク	営 業 情 報 通 信 ソ フト ウ ェ ア	一 ネ ト ー ウ ェ ア
第3. 方法						
1. 平常時の取組						
【(1) 同左】						
(2) 教 育・ 訓 練	ア 教育・訓練に関する計画の 策定及び実施を行う体制を明 確にすること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*

ウ	教育・訓練の目的を明確にするとともに、終了後の実施効果により計画の修正を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
エ	情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎*
オ	データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
カ	設備の保全に関する知識を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
キ	防災に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ク	防犯に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ク	情報セキュリティに関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
コ	電気通信設備の工事、維持・運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。	◎	◎	○	○	○
サ	電気通信設備の工事、維持・運用に係る作業の教育・訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
シ	応急復旧措置に係る訓練を実施すること。	◎	◎	◎*	◎*	◎*
ス	広報含む社内関連部署間の連携訓練、全社一斉訓練、シナリオを共有しない訓練を実施すること。	○	○	○	○	○

イ	教育・訓練の目的を明確にするとともに、終了後の実施効果により計画の修正を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
ウ	情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎*
エ	データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
オ	設備の保全に関する知識を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*
カ	防災に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
キ	防犯に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ク	情報セキュリティに関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎
ケ	電気通信設備の工事、維持・運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。	◎	◎	○	○	○



(4) リスク管理	ウ 情報通信ネットワークの設計、工事、維持及び運用に係る各作業を複数の担当者で確認し実施すること。	○	○	○	○	○
	エ 責任者を含め多段階で作業手順の承認手続を行うこと。	○	○	○	○	○
	オ ヒューマンエラー事例を関係者で共有すること。	○	○	○	○	○
	カ ヒヤリハット事例の収集・分析・共有を図ること。	○	○	○	○	○
	ア 利用者の利益に及ぼす影響が大きい設備の損壊又は故障等の発生リスク（予備設備への切替不能及びサイレント故障のリスクを含む。）を適時に調査・分析すること。	◎	◎	—	—	—
	イ 調査・分析された発生リスクに対する対応措置及び応急復旧措置を整備すること。	◎	◎	—	—	—
ウ 整備された対応措置及び応急復旧措置を実施した場合の電気通信業務に与える影響評価（想定復旧時間を含む。）を実施すること。	◎	◎	—	—	—	
エ リスクの調査・分析等を踏まえ、事業継続計画又はこれに相当する計画を策定すること。	◎	◎	—	—	—	
オ 利用者の利益に及ぼす影響が大きい設備以外の設備の損壊又は故障等の発生リスクを適時に調査・分析すること。	○	○	○	○	○	

(5) 情報提	ア～ケ 同左					
---------	--------	--	--	--	--	--

供						
2. 事故発生時の取組						
[1] 略]						
(2) 情報提供	[ア～カ 略]	キ 仮想移動体電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。	◎	◎	◎	—
	ク 利用者への周知・広報に関する国のガイドライン等を踏まえた取組を行うこと。	◎	◎	○	—	—
3. 事故収束後の取組						
再発防止策	[ア～エ 略]	オ 事故の内容・原因・再発防止策に関して、機密情報の取扱いに留意して第三者による検証を受けること。	◎*	◎*	◎*	—
第4. 点検及び見直し						
1. 経営の責任者による点検等						
(1) 管理規程の遵守状況の点検及び評価	経営の責任者により、一年に一回以上、管理規程の遵守状況に係る点検及び評価（設備の設計、工事、維持又は運用を委託する場合にあつては、委託先の当該管理規程の遵守状況に係る点検及び評価を含む。）を実施すること。	◎	◎	—	—	—
(2) 経営資源	経営の責任者により、一年に一回以上、人材、設備、資金、組	◎	◎	○	○	○

供						
2. 事故発生時の取組						
[1] 同左]						
(2) 情報提供	[ア～カ 同左]	キ 仮想移動体電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。	◎	◎	◎	—
3. 事故収束後の取組						
再発防止策	[ア～エ 同左]	オ 事故の内容・原因・再発防止策に関して、機密情報の取扱いに留意して第三者による検証を受けること。	◎*	◎*	◎*	—
	[新設]	カ 必要に応じて、再発防止策を管理規程に適宜反映すること。	◎	◎	—	—

